

議第84号

職員の分限の手續及び効果に関する条例の一部を改正する条例案

職員の分限の手續及び効果に関する条例（昭和28年三島市条例第20号）の一部を次のように改正する。

第1条の3中「職員が」の次に「、降任により現に属する職務の級より同一の給料表の下位の職務の級に分類されている職務を遂行することとなった場合のほか、」を加え、「一に」を「いずれかに」に改め、「降給」の次に「（法第28条の2第1項に規定する降給を除く。）」を加え、同条第1号中「勤務成績」を「人事評価又は勤務の状況を示す事実を照らして、勤務成績」に改め、同条を第1条の4とし、第1条の2を第1条の3とする。

第1条の次に次の1条を加える。

（降給の種類）

第1条の2 降給の種類は、降格（職員の意に反して、当該職員の職務の級を同一の給料表の下位の職務の級に変更することをいう。以下同じ。）及び降号（職員の意に反して、当該職員の号給を同一の職務の級の下位の号給に変更することをいう。）並びに法第28条の2第1項に規定する降給（同項本文の規定による他の職への転任により現に属する職務の級より同一の給料表の下位の職務の級に分類されている職務を遂行することとなった場合において、降格することをいう。）とする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

令和5年11月28日提出

三島市長 豊岡 武士